

特定非営利活動法人ジービーパートナーズ会員規約

本規約は、特定非営利活動法人ジービーパートナーズ（以下「当法人」という）の運営に資するために、当法人への入会手続き及びその会員の権利・義務等を定めるものであり、当法人の会員は本規約を遵守するものとする。

第1条（会員の定義）

1 当法人の会員は、次の2種類とする。

（1）「正会員」とは、当法人の目的に賛同し、この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人の会員をいう

（2）「賛助会員」とは、当法人の目的に賛同し、法人活動を支援するする個人および団体の会員をいう

2 正会員と賛助会員は兼任できるものとする。

第2条（入会手続き）

当法人への入会を希望する者は、当法人所定の入会申込書に必要事項を記入の上、当法人に提出するとともに、次条で定める年会費を納入するものとする。

第3条（年会費）

1 年会費は当法人定款の第8条に従い、次のように定める。

（1）正会員年会費・・・・・・・・・・6,000円

（2）賛助会員年会費（1口）・・・3,000円

（企業10口以上、NPO及び公益法人5口以上）

2 理事会は、免除すべき相当の事由のある個人会員の年会費の免除について決議することができる。

第4条（入会審査）

当法人は、次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

（1）申込書に虚偽の記載をした場合

(2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合

(3) 初年度年会費が支払期日を過ぎても未納の場合

第5条（会員資格の有効期間）

1 会員資格の有効期間は、会費支払月の翌年同月末までとする。

2 会員は次年度の年会費を支払期日までに納入することによって、会員資格を延長することができる。

3 更新の入金が入会月とは別の月となった場合でも、入会日より1年間が会員期限の有効期間となる。

第6条（総会における議決権）

1 当法人は年1回の通常総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する審議及び議決を行う。

2 前項に定める総会は、当法人の定款に基づいて正会員をもって構成され、正会員は総会の審議事項に関する議決権を有する。

第7条（会員の義務）

1 会員は、当法人の定款および本規約を順守し、当法人の名誉を棄損したり、損害を与えたりしないことを約するものとする。

2 会員資格を喪失した後も、前項の規定は有効とする。

第8条（個人会員の資格継承）

個人で入会した会員が、退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとする。第三者への資格継承はできないものとする。

第9条（団体会員の資格継承）

団体会員が、合併等により会員資格を第三者に譲渡しようとする場合は、速やかにその旨を書面にて当法人に通知し、当法人の承諾を得るものとする。

第10条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

第11条（会員資格の喪失）

会員資格の喪失については、当法人の定款第9条（会員の資格の喪失）の定めによる。

第12条（退会）

会員の退会については、当法人の定款第10条（退会）の定めによる。

第13条（除名）

会員の除名については、当法人の定款第11条（除名）の定めによる。

第14条（抛出金品の不返還）

当法人は一旦納入された年会費については、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

第15条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

附則

この規定は平成28年3月1日より施行する。